

令和 7 年 度 事 業 報 告 書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

I 概況

トラック運転者の適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的とした「トラック適正化二法（貨物自動車運送事業法の一部改正及び貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律）」が令和 7 年 6 月 4 日に成立し、6 月 11 日に公布された。

これにより、令和 8 年 4 月 1 日から書面交付義務及び実運送体制管理簿の作成義務の対象者が利用運送事業者にも拡大されるほか、委託次数を 2 回以内とする努力義務が課され、白トラを利用した荷主等への罰則が強化されることになった。

なお、トラック運送業界に大きな影響を与える事業許可の 5 年更新制や適正原価は、準備期間を経て、令和 10 年頃に導入される見込みである。

また、適切な価格転嫁と取引適正化の定着を主眼として、令和 7 年 5 月に下請法及び下請振興法が「取適法及び振興法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律及び受託中小企業振興法）」へと改正され、運送委託の対象取引へ追加、協議に応じない一方的な代金決定の禁止、主務大臣による執行強化などが令和 8 年 1 月 1 日に施行されることになった。

物流産業全体の取引適正化を進めるトラック・物流 G メンは、公正取引委員会と合同でパトロールを実施するとともに、荷主等に対する働きかけ、要請、勧告・公表に係る情報収集や調査を行い、トラック運送業界における情報収集機能の強化を図った。

当協会では、「ドライバーファースト」の観点から、トラック運転者の安全と健康に主眼を置いて事業を展開し、これまで対面で実施していた初任運転者特別講習について、E ラーニングで受講ができる環境を新たに整備したほか、トラック運転者による健康起因事故を未然に防止するため、定期健康診断受診費用の助成額を増額して受診率の向上を図るとともに、告示の改正により業務前自動点呼が実施可能となることを踏まえ、自動点呼機器導入費用の助成台数を拡大した。

また、会員事業者の経営安定化のため、東京都に対して、トラック運送事業者の燃料費負担の軽減に係る補助制度を要請したところ、昨年度に引き続き、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰対策事業支援金」の交付が実現した。

このほか、トラックフェスタ TOKYO 2025 やトラックドライバー・コンテスト、トラックの日児童絵画作品コンテストなど、協会の中核的な行事を継続して実施し、当協会が取り組む交通安全活動や環境保護対策を積極的に P R した。

II 事業活動

1 人材確保促進（物流政策委員会）

（1）運転免許の取得助成

ア 女性ドライバー免許取得助成の実施

女性の積極的な雇用を促進し、会員における女性ドライバーの人材確保を図るため、所属する女性ドライバーが大型・中型・準中型自動車免許を新規取得した会員及び 8 トン限定中型・5 トン限定準中型自動車免許の限定解除を行った会員に助成を行った（25 名）。

イ 男性ドライバー免許取得助成の実施

ドライバー不足の問題を打開する取り組みとして、所属する男性ドライバーが大型・中型・準中型自動車免許を新規取得した会員及び 8 トン限定中型・5 トン限定準中型自動車免許の限定解除を行った会員に助成を行った（243 名）。

（2）「働きやすい職場認証制度」の取得促進助成

求職者が運転者として就業することを促進するため、東京都内に本社を置く会員事業者が「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）の「一つ星」新規・継続の登録証書の交付を受けた場合、審査・登録料の一部を助成した（5 件）。

（3）「2024 年問題等」への対応

ドライバーの年間時間外労働の上限が 960 時間に制限される、いわゆる「2024 年問題」について、会員事業者の理解促進を図るため、各支部における講習会開催費用の一部を助成した（計 37 回）。

講習では、改正物流法をはじめとする法令改正や制度対応に関するテーマを中心に支部で 27 回実施したほか、本部でも説明会を開催した。加えて、健康起因による事故防止や労務管理に関する講習も支部で 7 回実施した。これらの取り組みにより、持続可能な経営に向けた経営者・管理者層のスキル向上への関心が高まった。

また、東京労働局、ハローワークと東京都トラック協会の 3 者による人材確保に関する連携や外国人特定技能制度の説明会を通じ、新規雇用促進に取り組んだ。

2 健康労働促進（労務厚生委員会）

（1）健康起因事故の防止

増加傾向にある健康起因事故を防止するため、以下を実施した。

ア 定期健康診断の集団健診経費の一部補助

会員事業所に勤務する運転者の定期健康診断の受診率向上を図るため、各支部が定期健康診断の集団健診を実施する際の経費の一部を補助した（支部実施回数 145 回）。

イ 定期健康診断受診費用の助成

運転者の定期健康診断の受診率向上を図るため、会員事業者に対して定期健康診断受診費用の助成を行った（助成対象者数 22,088 名）。

ウ 本部集団定期健康診断の開催

会員事業所に勤務する運転者の定期健康診断の受診率の向上を図るため、本部において定期健康診断を開催した（計 6 日間・受診者数 579 名）。

エ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査費用の一部助成

全ト協が実施する睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成事業に併せて、検査費用の一部を助成し、申請手続きを行った（助成金申請者数 1,667 名）。

オ 脳 MRI 健診受診費用の一部助成

会員事業所に勤務する運転者が脳 MRI を受診する際の費用の一部を助成した（助成対象者数 109 名）。

カ 血圧計導入促進助成事業の代行申請の実施

脳・心臓疾患発症の要因となる高血圧の予防を目的として全ト協が実施した血圧計導入促進助成事業につき、血圧計の導入を希望する会員に代わって助成申請を行い、血圧計の普及に努

めた（助成金申請台数 95 台）。

キ 健康起因事故防止に係る各種啓発策の展開

健康起因事故防止を図るため、「健康管理セミナー」（参加者数 74 名）「過労死等防止対策セミナー」（参加者数 26 名）「視野障害による事故防止対策セミナー」（参加者数 65 名）を開催した。

（２）労務管理の推進

事業経営における適正な労務管理及び経営改善のため、以下を実施した。

ア 労務相談員の配置

労務相談員を配置（社会保険労務士 2 名に業務委託）し、会員事業者からの労務関係全般の相談に応じた（計 24 回）。

イ 労務講習会の開催

会員事業者を対象に、労務管理と 36 協定実務対応等をテーマとした労務講習会を会場及び WEB の併用により 2 回開催した（参加者数のべ 268 名）。

ウ 労務関係資料の作成・配布

36 協定等届出書類及び労務管理の実務に関する資料を作成し、労務講習会資料として活用するとともに会員事業者に配布した。

（３）福利厚生対策の推進

会員事業所の従業員とその家族の福利厚生に資するため、以下を実施した。

ア 健康相談窓口の開設

会員事業所の従業員とその家族がフリーダイヤル及びアプリから 24 時間利用できる「からだところの相談窓口」を業務委託により設置した（からだの相談 69 件、こころの相談 23 件）。

イ 東ト協契約保養所の充実及び活用促進

会員事業所の従業員とその家族が利用できる契約保養所の拡充を図るとともに、会員事業所に対する情報提供をリーフレットの配布、東京都トラック時報及びホームページを通じて行った。

ウ 自動車教習所の紹介・周知

大型自動車等の教習料金の特別割引契約を締結している自動車教習所に対して、会員事業者に勤務する運転免許取得希望者を紹介するとともに、ホームページを通じて特別割引（特別優遇制度）を会員事業者に周知した。

３ 運転者等スキル促進（運輸安全委員会）

（１）運転者適性診断受診料助成の実施

国土交通大臣の認定を受けた団体・企業（自動車事故対策機構東京主管支所、ヤマト・スタッフサプライ株式会社等）が実施する運転者適性診断（初任診断または適齢診断）の受診を促進するため、受診者 1 名あたり 2,000 円の助成を行った。（対象者 3,230 名）

（２）運転記録証明書交付料助成の実施

事故防止の促進や再発防止に寄与するため、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書の交付申請料、及び警視庁交通部主催の「セーフティドライブ・コンテスト」参加に係る運転記録証明書交付料について助成した。（1 名あたり 670 円（10 月 1 日以降は 800 円）、助成対象者 8,518 名）

（３）運行管理者確保対策の実施

昨今の運行管理者試験の合格率低下や５両未満事業者に対する運行管理者選任義務付けの法制化に伴い、令和７年度第１回及び第２回の運行管理者試験直前期に事前講習会（基礎編・応用編）を２回ずつ計４回開催した（受講者数のべ１５７名）。

また、都内の営業所で選任されている運行管理者が一般講習を受講した際の受講料の一部を助成した。（助成対象者６３６名）。

（４）初任運転者特別講習の実施

準中型自動車免許の創設に伴う指導監督指針告示（実車を使用する教習関係を除く）に基づき、座学による初任運転者特別講習を実施した。

本部においては金・土曜日に６回、多摩支部においては平日に６回実施した（受講修了者数４７１名）。

なお、令和７年度よりオンライン受講についてはＥラーニング業者へ業務委託を行い、週２回実施することで、受講機会の拡充および受講促進を図った（受講者数８３名）。

（５）運転者講習の実施

行政等の担当官や民間学識経験者を講師に招き、会員の運転者等を対象として支部が主催した講習会で本部が作成した教本を使用するとともに、視聴覚教材として「ベテランドライバーこそ要注意！」・「アルコールについての正しい知識を！」のビデオを放映した（開催回数のべ４６回・受講者数３,７００名）。なお、受講者には受講証明書を交付し、Ｇマーク申請時の加点書面の用に供した。また、「トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修」（参加者数３０名）、「大型車の車輪脱落事故防止研修会」（参加者数１８名）、「陸運事業者のための安全マネジメント研修」（参加者数３７名）、「プラン２０２５目標達成セミナー」（参加者数１７名）を開催し、事故防止への活用向上を図った。

また、Ｅラーニングによるドライバー教育（法定１２項目）の実施促進のため、費用助成を行った。さらに、令和８年１月から動画配信形式による同教育を開始し、その受講促進を図った（申込１６４事業所、受講者４,５８０名）。

（６）運転者技能競技会の実施

第４６回東京都トラック協会ドライバー・コンテストを開催し、東京都トラック総合会館にて学科競技（４月２４日）・府中運転免許試験場にて実科競技（５月２５日）及び東京都トラック総合会館にて表彰式（６月２日）を行った（参加選手５３名）。

（７）整備管理者（選任後）研修の受講促進

関東運輸局東京運輸支局が実施する整備管理者（選任後）研修の受講促進に協力した。なお、令和７年度より国土交通省の方針により、オンラインによる受講も導入された（受講者：会場８か所２,６３６人、オンライン６５８人）。

４ 交通事故・労働災害防止（運輸安全委員会）

（１）交通安全運動・年末年始輸送安全総点検運動の周知・協力

春・秋の全国交通安全運動の実施につき、全会員への通知と実施細目、事業場内掲示用の垂れ幕・リボンを作成・配布し、運動期間中の交通事故防止の周知徹底図った。

また、年末年始の輸送等に関する安全総点検を全会員に通知するとともに、実施細目・点検実施事項・事業場内掲示用の垂れ幕を作成・配布し、事故防止の周知徹底を図った。

(2) 事業用トラック事故情報の周知

「東京都トラック時報」に事業用トラックの事故情報を掲載し、会員の安全意識の向上と事故防止の徹底を図った。

(3) 街頭活動の実施

春・秋の全国交通安全運動期間中に街頭活動の「統一実施日」を設定して警察に協力を要請するとともに、支部と本部が一体となって都内交差点等で安全活動を行った。

(4) 支部が実施する交通安全教室の経費助成

支部が学校等で実施する交通安全教室の実施に係る活動経費を助成した。

(5) 「トラックフェスタ TOKYO 2025」の開催

令和7年9月14日(日)代々木公園において、一般向けイベントとして「トラックフェスタ TOKYO 2025」親子で体験 安全と環境 を開催した。ドライバー・コンテスト個人最優秀賞、及びエコドライブ活動に取り組む優良事業者の中から選定した「トップランナー優秀賞」の表彰を行ったほか、イベント会場内では交通安全や環境保全をテーマとしたブースの展開、働く車の展示、一般向けアトラクションやコンテスト企画等を通じてトラック運送業界への理解の促進を図り、延べ14,151名の来場者があった。

(6) 交通安全啓発活動の実施

春・秋の全国交通安全運動期間中に有楽町ビックマルチビジョン、ISETAN TACHIKAWA VISION、新宿駅西口地下大型ビジョン、東京都トラック総合会館1階ショーウィンドデジタルサイネージを活用して交通安全運動実施中の映像を放映し、広く一般に向けた広報・啓発を図った。

(7) 普通救命講習会の経費補助

東京消防庁が主催する普通救命講習会の経費を補助し、当会館で2日間(計4回)開催した(救命技能認定証交付対象者67名)。

(8) 支部が主催する交通労災事故防止活動の経費補助

支部が行う交通労災事故防止活動(交通事故・労働災害防止対策会議等(のべ9回開催)・支部運転競技会(3支部)・支部事故防止大会(2支部))の経費を補助した。

(9) 安全装置装着助成の代行申請の実施

後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置、呼気吹込み式アルコールインターロック装置、及びIT点呼に使用する携帯型アルコール検知器等の安全装置の装着につき、会員に代わって全ト協に助成申請を行った(助成金申請台数211台)。

(10) アルコールインターロック導入費用助成の実施

飲酒運転撲滅運動を推進することを目的に、全ト協の助成金に上乗せして、呼気吹込み式アルコールインターロック装置の導入費用の一部を助成した(申請件数0件・0台)。

(11) 自動点呼機器等導入促進助成の代行申請の実施

自動点呼機器導入につき、会員に代わって全ト協に助成申請を行った(助成金申請台数81台)。

5 広報活動(広報・情報委員会)

(1) メディアによるPRの実施

ア ラジオによるPRの実施

TOKYO FM ラジオの番組「交通情報」の提供及び20秒CMを放送し、交通事故防止や環境保全等への取り組みを一般都民にアピールして業界に対する理解促進に努めたほか、警視庁等が春

・秋の交通安全運動期間中に実施するラジオ（文化放送）活用の交通安全キャンペーンに協賛し、交通安全意識を高めた。また、キャッチコピー『「いま」を支える。「みらい」をつくる。』をラジオ等で活用し、業界のイメージと認知度のアップに努めた。

イ 新聞・雑誌によるPRの実施

トラック運送業界や業界関係専門紙等を活用して、国民・都民生活を支える緑ナンバートラックの役割や安全・環境対策の取り組みをアピールし、業界に対する理解促進に努めるとともに、会員に協会活動等への理解と協力を促した。

また、業界の広報活動の一環として、読売新聞（都内版・多摩版）に3回の連載広告（①令和7年1月17日付、②同1月24日付、③同1月31日付）を掲載しトラック運送業界が抱えるトラック・ドライバー不足の実情を訴え、新たな人材確保を呼びかけた。その他、経済誌（PRESIDENT 誌）へ、あるべきトラック業界の実現へ向け、水野会長へのインタビューを取りまとめた記事広告を掲載した。

ウ その他メディアによるPRの実施

各種メディアの取材対応等を通じ、緑ナンバートラックの役割や必要性、協会及びトラック運送業界の施策をPRした。

（2）ショーウィンドを活用したPRの実施

東京都トラック総合会館1階ショーウィンドに設置したデジタルサイネージを活用して、地域社会との親密度を深め、トラック運送業界に対するイメージアップや交通安全意識の啓発に努めた。

（3）イベントによるPRの実施

10月9日「トラックの日」PRイベント等に協賛・参加し、緑ナンバートラックの社会的役割や交通事故防止・環境対策への取り組みをアピールし、都民との交流を深めた。また、「業界テーマソング」「イベントソング」の2曲を「トラックの日」等の各種イベントや本部・支部の総会・新年会等のほか、本部事務局の電話保留メロディとして活用し、耳に残る音楽を通じて、業界のイメージアップに努めた。

（4）児童絵画作品コンテストによるPRの実施

東京都トラック交通遺児等助成財団と協力し、都内小学校に在籍または都内に居住する小学生を対象とした児童絵画作品コンテストを行い（応募作品数537点）、広くトラック運送事業についての理解促進のためのPRに努めた（表彰式（令和8年2月1日）を開催し、機関紙「東京都トラック時報」（令和8年1月10日付）にて入賞作品・受賞者名を発表した）。

（5）機関紙による広報の実施

「東京都トラック時報」を毎月2回（10日と25日）定期発行し、本部・支部の事業活動、業界・行政をめぐる動き、その他関係情報を逐次提供し、周知に努めた。また、協会の重点事業等が確実に伝わる紙面づくりに努めつつ、ページを増やして発行した（18頁分相当）。特集として、①「水野会長インタビュー「ドライバーファースト」の実現で業界の地位を上げる」（令和7年7月25日付）、②「続「2024年問題」～迫る“物流危機”特別編（2024年問題が続く中、各専門部会長（委員長）による最新の取り組みや今後の対応など）」（令和7年9月10日付）、③「トラックフェスタ」（令和7年9月25日付）、④「「トラックの日」児童絵画作品コンテスト入賞作品」（令和8年1月10日付）、⑤「改正物効法・トラック法 物流の2026年問題への対応」（令和8年3月10日付）等を企画・掲載した。その他、特別編集版として「東ト協の主な

助成・融資制度一覧」(①令和7年5月10日付、②令和7年1月25日付)を制作するなど、会員事業者に対するサポート施策及び各種支援策をアピールするとともに、協会活動への理解を促した。

(6) 業界基礎データ集による広報の実施

東京のトラック運送業界を取り巻く環境や各種統計、協会の概要・活動等に関するデータ集「Data File (データファイル)」を発行し、報道関係者を中心に配付するとともに研修会等でも活用し、業界実態に対する理解促進の一助とした。

(7) 業界PRパネルによる広報の実施

各種イベントに際して「業界PRパネル」活用のほか、協会の取り組みや営業用トラックの重要性や公共性につき、一般都民への理解促進を図った。

(8) 報道機関に対する広報の実施

報道機関の取材要請への対応など、機会をとらえて、協会やトラック運送業界が直面する課題をはじめ、活動方針、内容及び進捗状況等を正副会長が報道各社に伝えることにより、業界実態の理解促進を図った。

また、協会やトラック運送業界の取り組みや成果等を「東ト協 News Release (ニュースリリース)」として報道各社に伝え、業界・業界関連報道の拡大に努めた。

(9) 東ト協ホームページの充実

協会の事業活動・統計等の各種情報につき、ホームページ (<https://www.totokyo.or.jp>) で提供及び更新を行った(令和7年4月から令和8年3月までの利用件数580,416件)。

また、令和3年4月1日に開設した公式Facebookページを活用し、ホームページと併せて、各種情報提供を行った。

(10) 事業案内パンフレットの活用

東ト協ホームページで公開している事業案内パンフレット電子版により、協会の取り組みや緑ナンバートラックの重要性について理解を促した。

6 情報システム化(広報・情報委員会)

(1) 東ト協事務システムの維持・運用

本部事務局にパソコン等を配備し、事務のOA化・データの電子化等を推進した。なお、東ト協事務システム(平成7年12月から運用)では70台のパソコンを運用し、各種情報の管理、調査集計、会員情報の管理、トラック時報送用データ作成、電子メール等に利用している。また、Web会議システム(Zoom)の活用を推進し、協会で開催する会議等は原則としてWeb会議システムを併用した。

(2) グループウェアの導入・運用

事務の合理化を目的として導入したグループウェアの活用を推進し、各種アプリの開発、運用を行った。

(3) Web会議システムの活用

Web会議システムの維持・運用を行い、協会内諸会議等での活用を図った。

(4) 会館内wi-fiの活用

東京都トラック総合会館内に導入したwi-fiの維持・運用を行い、活用を図った。

(5) 会員情報システムの運用

グループウェア内アプリに移行した会員情報システムについて、各種情報アプリとの連携を強化するなど、更なる活用を図った。

(6) 車両検索システムの運用

都内の営業用トラックの車両データの維持を行い、各種統計処理に活用した。

7 経営改善対策（経営教育委員会）

(1) 東ト協経営分析調査の実施

会員の経営指標を得ることを目的として、全ト協の経営分析と同様のシステムを利用した「東ト協経営分析調査」を実施し、「東ト協経営分析調査結果（令和6年度（2024年度）決算結果）報告書」を作成した。

(2) 研修・広報の実施

ア 各種セミナー・研修会の開催

会員の経営の健全化と底上げを支援するため、全ト協等関係機関と連携してセミナー・研修会を開催した。

イ 各種経営情報の提供

会員の経営改善を推進するため、全ト協経営分析や賃金実態調査等の各種経営情報に関する資料を提供した。

(3) 全ト協経営改善対策事業との連携

ア 経営分析事業及び輸送量実態調査への協力

厳しい経営環境に対応するため、全ト協が実施する経営分析事業及び四半期に1回実施される信用保険法業種指定のための輸送量実態調査に協力した。

イ 中小トラック運送事業者のための経営診断事業への協力

中小企業診断士等の専門家を派遣して経営診断による、経営実態の把握と課題の抽出等から運賃交渉支援まで行い経営改善に視することを目的とする全ト協の中小トラック運送事業者のための経営診断事業に協力した（助成2件）。

ウ 自家用軽油供給施設整備支援事業への協力

原油価格の高騰に対応するため、低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むトラック運送事業者等に対する軽油供給施設の新設・増設費用の一部支援を目的とする全ト協の自家用軽油供給施設整備支援事業に協力した（助成0件）。

エ インターンシップ導入促進支援事業への協力

若年労働者確保対策の一環として、高等学校以上の教育機関から3日間以上のインターンを受け入れた中小事業者に助成金を交付する全ト協のインターンシップ導入促進支援事業に協力した（助成2件）。

オ 退職自衛官への求人票の取り次ぎ

全ト協を通じ、防衛省・国交省から要請があった退職自衛官への求人票の取り次ぎ事業の周知を行った。

8 人材育成コース（経営教育委員会）

(1) 経営者セミナーの実施

経営者・管理者を対象に、企業経営上必要な経営理論等に関する研修を実施した。

(2) 中堅社員強化プログラム研修会

中堅社員を対象に、リーダーシップや後輩育成に関する研修を実施した。

(3) パソコンセミナーの実施

社員を対象にパソコンの基本操作をはじめ、ITスキル向上に関する研修を実施した。

(4) 中小企業大学校受講料の助成

全ト協の制度を利用して経営者・管理者が、中小企業大学校で物流経営戦略等を受講した際に、受講料の一部を負担した。

(5) 物流関係資料の収集

物流関係書籍・資料や安全運転等に関するDVDを収集・保管し、会員事業者に貸し出した。

(6) 物流経営士課程の実施

全ト協による物流経営士資格認定講座である物流経営士課程の受講生を募集し、研修を実施した。

9 組織研修コース（経営教育委員会）

(1) 組織別研修の実施

経営者・管理者としての能力向上を図るため、ロジスティクス研究会・青年部・女性部（三組織）が各組織別に以下を実施した。

ア 研修会・セミナーの開催

物流に関する知識や企業経営者・管理者としての技能向上を図るため、研修会・セミナーを開催した。

イ 研究視察・研修見学会の実施

国内外の地域における交通・物流事情や経営・環境対策等を学ぶため、関連施設の視察・見学や現地関係者との意見交換を実施した。

ウ 全ト協・関東ブロック・他道府県ト協の研修等への参加

広域的な研修・交流を目的に開催される全ト協・関東ブロックでの研修や他道府県トラック協会の研修等に参加した。

エ 女性の活躍推進に係る意見交換等の実施

女性の活躍推進を図るため、意見交換等を実施した。

オ 支部各組織への研修活動費の助成

支部の自主的な研修活動を充実させるため、支部のロジスティクス研究会・青年部・女性部の活動費を助成した。

(2) 合同研修の実施

三組織で共通の問題意識を持ち、連携を深め経営能力等の資質向上を図るため、三組織の合同研修会を開催した。

10 信用保証料助成（近代化基金運営委員会）

会員事業者が金融機関から融資を受ける際の負担を軽減するため、信用保証協会が実施しているセーフティネット保証（区市町村から経営安定関連保証の認定を受けた中小企業者に対する債務保証制度）を利用した会員事業者に対し、融資利用時に信用保証協会に支払った保証料の一部を助成した。激甚災害被害に係る信用保証料助成は申請がなかった。

11 環境改善促進（環境委員会）

（１）持続可能な社会の実現に向けた取組の実施

新たな環境政策の「ゼロエミッション東京」「カーボンニュートラル」を踏まえ、SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた省エネ・地球温暖化防止・環境負荷低減等に関する取組を促進するとともに、更なる取組への理解と周知を図った。

（２）環境改善補助事業の実施

省エネ・地球温暖化防止・環境負荷低減等に寄与する会員事業者に対し、以下の補助を実施した。

ア 環境性能優良トラックを新たに導入した際の導入費用の一部を補助した。

・ハイブリッドトラック 10 社 85 台 ・電気トラック 2 社 21 台

イ 省エネ対策用機器を新たに導入した際の費用の一部を補助した。

・EMS用機器 13 社 55 台 ・DR用機器 51 社 261 台 ・環境タイヤ 45 社 58 台 290 本
・アイドリングストップ支援機器 8 社 13 台（エアヒーター3 社 4 台／車載バッテリー式冷房装置 6 社 9 台）

（３）環境関連補助事業の周知及び環境対策窓口における会員事業者への対応

協会・東京都の環境対応支援策に係る説明会を開催（Web 併用）するとともに（参加者数 24 名）、協会ホームページや機関紙を通じて会員事業者へ周知した。また、業務部交通・環境グループに設置している環境対策窓口において、会員からの補助金の申請並びに環境対策、グリーン・エコプロジェクト、東京都貨物輸送評価制度に関する各種相談に対応した（窓口対応件数 77 件）。

（４）関係機関等との連携強化及び環境関連情報の収集

ゼロエミッション・ビークル（ZEV）トラックの普及促進に向け、電気（EV）トラック、水素燃料電池（FCV）トラックの情報収集に努めた。また、会員事業者へ電気（EV）トラックの普及促進を図るため、説明会を開催した（参加事業者 23 名）。

（５）貨物輸送評価制度等の啓発・周知

東京都貨物輸送評価制度セミナー（Web 配信）を通じ、協会の取組や東京都貨物輸送評価制度評価取得事業者の取組を紹介し、周知した。また、東京都貨物輸送評価制度の令和 7 年度評価事業者 402 社のうち、343 社が東ト協参加事業者（三つ星 54 社・二つ星 154 社・一つ星 135 社）。

12 グリーン・エコプロジェクト推進活動（環境委員会）

（１）グリーン・エコプロジェクト活動の取組支援

グリーン・エコプロジェクト参加事業者（546 社）の登録車両（18,840 台）の車検証データを基にして車両ごとにデータベース化し、走行管理表から燃費データを構築した。

（２）研修セミナーの実施及びドライバー教育の取組支援

グリーン・エコプロジェクト参加事業者の管理者等を対象としたステップアップセミナー及び継続セミナーを毎月開催（Web 併用）し、ドライバー教育の徹底、継続的なエコドライブ活動の促進及び参加事業者のレベルアップを図った（開催回数 165 回・参加者数 783 名）。

（３）参加事業者顕彰の実施

エコドライブ活動を継続しているグリーン・エコプロジェクト参加事業者を対象としたグリーン・エコプロジェクト表彰式を開催（Web 併用）し（参加者数 28 名）、他の模範となる実績を挙げた参加事業者を「トップランナー賞」として表彰するとともに（4 社）、トップランナー賞を目

指し精励した参加事業者に「環境委員長賞」を授与した（6社）。また、「トラックフェスタ TOKYO 2025」オープニングセレモニーの席上、「トップランナー賞」受賞者の中から、更なる GEP 活動に取り組む参加事業者を顕彰し、「トップランナー優秀賞」として表彰した（2社）。

（４）DX 導入の支援

CO2 排出量の抑制を図るため、デジタル化と DX の推進に向け、走行距離の削減や積載率の向上など、輸送効率の改善を重視した配送計画の作成に必要な基礎知識や手法の習得を支援し、デジタル技術に関する理解の向上に努めた。

（５）人材確保・雇用環境改善への支援

グリーン・エコプロジェクト参加事業者の人材確保及び雇用環境改善を図るため、東ト協 GEP-JOB サイト (<https://totokyo-gep-job.net>) を活用し、雇用支援を実施した（参加事業者 82 社／令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの閲覧件数 5,150 件）。

（６）参加事業者へのインセンティブとしての補助事業の実施

参加事業者に対するインセンティブとして、以下の補助事業を実施した。

- ・グリーン経営認証（新規または更新時）の取得費用の一部補助（13 社）
- ・環境性能優良車導入補助費用の一部補助（39 社）

（７）広報・啓発活動の積極的な展開

グリーン・エコプロジェクトのホームページ (<https://www.tta-gep.jp>) を活用し、参加事業者専用ページから個別データの提供及び最新トピックスの情報発信を行った（閲覧件数 19,282 件・問い合わせメール 329 件）。また、グリーン・エコプロジェクトによるエコドライブ活動や、東京都貨物輸送評価制度、グリーン購入ネットワークの「輸配送（貨物自動車）」契約ガイドラインにつき、「トラックフェスタ TOKYO 2025」、「国際物流総合展 2025」、「エコプロ 2025」で PR した。

（８）グリーン・エコプロジェクトへの参加促進及び相談体制の充実

グリーン・エコプロジェクト参加事業者からの相談及び問い合わせに対応した。また、支部によるグリーン・エコプロジェクトへの参加促進に係る説明会を開催した（開催支部数 1 支部、参加者数 24 名）。

（９）グリーン・エコプロジェクトと東京都との連携の取組

東京都環境局と連携して、東京都貨物輸送評価制度の評価取得を促進した（令和 7 年度評価事業者 402 社のうち、332 社がグリーン・エコプロジェクト参加事業者（三つ星 53 社・二つ星 148 社・一つ星 131 社））。また、東京都貨物輸送評価制度の評価セレモニーを開催し（参加者数 31 名）、東京都環境局同席（東京都環境局長、同局環境改善部長及び自動車環境課長が出席）のもと、参加した評価事業者へ評価証明書を授与した。

（10）東京都委託事業の一般競争入札への対応

東京都委託事業における「令和 7 年度貨物輸送評価制度の普及を通じた環境配慮輸送の推進等に関する委託」につき、一般競争入札に応札した結果、東ト協が受託した。

13 利子補給（近代化基金運営委員会）

（１）地方近代化基金融資制度による融資推薦・利子補給

トラック運送事業の近代化・合理化を図るため、全ト協と協調しながら、東京都運輸事業振興助成交付金を原資とする近代化基金を基に融資制度を設置・運営し、以下の融資推薦及び利子補

給を実施した。

ア 融資推薦

融資枠 35 億円で公募し、近代化基金運営委員会の審査を経て、融資推薦を月ごとに決定した。

種類	事業者数	件数	車両台数	融資推薦額
ポスト新長期等融資	64 社	64 件	88 台	1,230,400 千円
一般融資	4 社	4 件	3 台	21,000 千円
合計	68 社	68 件	91 台	1,251,400 千円

イ 利子補給

(ア) 地方近代化基金融資に係る利子補給の実施

東京都運輸事業振興助成交付金及び全ト協助成金を原資として、地方近代化基金融資制度による金融機関からの融資を受けた会員に対して利子補給を行った。

利子補給金額は、第 37 回(H29)～第 45 回(R7)の融資推薦分を対象として、13,291,816 円であった。

種類	利子補給率の経過				
	第 37 回～42 回	第 43 回	第 44 回	第 45 回	第 46 回(上半期)
ポスト新長期等融資	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	1.0%
一般融資	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	1.0%

(イ) 中央近代化基金激甚災害融資「新型コロナウイルス感染症による企業への影響」に係る利子補給の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、全ト協が実施している中央近代化基金激甚災害融資「新型コロナウイルス感染症による企業への影響」（全ト協の利子補給率 0.3%）を受けた会員のうち、融資申込額が 3,000 万円までのものを対象に、協会が利子補給を上乗せして行う事業（東ト協の利子補給率 0.6%）を実施した。

(2) 中央近代化基金融資制度の活用

燃料費対策特別融資（地方ト協のポスト新長期等融資の融資限度額を超えて車両を購入する場合等に全ト協が融資推薦と利子補給を行うもの）と、補完融資（対象事業規模が 1 億円以上となる大規模物流施設の整備プロジェクトが対象：融資上限額 5 億円）を公募したところ、会員から 1 件（燃料費対策特別融資：2 台）の申請があり、融資推薦を行った。

また、調整融資（地方ト協の近代化基金融資推薦見込額が公募額を超える場合に、全ト協が超過部分の融資推薦と利子補給を行うもの）は、東ト協の推薦見込額が公募金額内であったため、申請しなかった。

14 輸送相談所の運営（経営教育委員会）

(1) 相談業務の実施

ア 一般都民及び会員事業者から寄せられる輸送相談への対応

支部 29 か所及び本部 1 か所の計 30 か所に設置している輸送相談所において、一般都民から寄せられた輸送相談（主に引越関係）に対応するとともに、会員事業者から寄せられた関係法令等の運用等に関する相談に対応した。

イ 輸送相談所の周知と引越トラブルの未然防止の徹底

支部 29 か所及び本部 1 か所の計 30 か所に設置している輸送相談所の所在地・連絡先の一覧を協会のホームページに掲載して周知を行うとともに、引越運送契約時のポイントを掲載したチラシを作成して、支部、輸送相談所及び都内区市町の消費生活センターに配布し、引越トラブルの未然防止を徹底した。

ウ 輸送相談員研修会の実施

輸送相談対応のスキルアップを図るため、輸送相談員を対象に、改正行政書士法に関する研修会を開催した。

(2) 支部活性化対策の推進

ア 研修会の実施

支部における各種業務に従事する支部事務局職員のスキルアップを図るため、労務トラブルの傾向と対策に関する研修会とトラック適正化二法等に関する研修会を開催した。

イ 支部における業務の活性化

一般都民及び会員事業者からの輸送相談に対応している支部 29 か所の輸送相談所の運営を補助するとともに、支部（25 支部（千代田支部～多摩支部）・八丈島支部・全国物流ネットワーク協会・東京環境保全協会）における活動の活性化を支援した。

15 適正化事業（適正化事業指導委員会）

(1) 輸送の安全確保及び輸送秩序の確立

公共的輸送機関である貨物自動車運送事業者の輸送の安全を確保するとともに、業界の輸送秩序を確立し、国民・荷主の信頼を高めるため以下を実施した。

ア 巡回指導の計画的・効率的な推進

東京運輸支局等と連携して指導の必要性が高い事業者に重点を置いた巡回指導を計画的・効率的に実施するとともに、巡回指導では事業者を厳正・公平に評価し、輸送の安全を阻害する行為の防止や法令遵守・安全運行に関する指導・啓発に努めた。また、巡回指導の総合評価が D または E となった事業所に対し、改善が図られるよう重点的な指導に努めた。

（巡回指導実施件数 1,353 件）

- ・通常巡回指導 1,097 件
- ・新規許可事業者に対する新規巡回指導 36 件
- ・乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導 16 件
- ・霊柩・一般廃棄物・島しょの事業所に対する個別指導 204 件

イ 街頭パトロールの実施

安全運行指導車による街頭パトロールを実施し、事業用貨物自動車の法令遵守・安全運行に関する指導・啓発に努めた。

ウ 貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の普及促進

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めることを目的として、事業者の安全性を正当に評価・認定・公表する「貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）」の普及促進と事業者への助言・指導に努めた。

種別	東京都	全国
G マーク申請事業所数	364	7,504
G マーク認定事業所数	353	7,356
G マーク取得事業所数	1,600	29,254

※データは令和 7 年度。G マーク取得事業所数は令和 8 年 3 月 17 日現在。

※東京都の G マーク認定事業所数のうち、新規は 55 事業所、更新は 298 事業所。

エ 運輸安全マネジメントの普及促進

事業者が自主的かつ積極的に輸送の安全の取組を推進し、PDCA サイクルにより安全管理体制を継続的に改善して輸送の安全性を高める「運輸安全マネジメント」の普及促進に努めた。

オ 輸送秩序確立のための啓発・広報活動の実施及び苦情への対応

貨物自動車の輸送秩序確立のための啓発・広報活動を実施するとともに、事業者・利用者からの貨物自動車運送事業に関する苦情に対応し、調査及び事業者に迅速・適切な対応を求めた（苦情受理件数 67 件（前年比 6 件増））。

カ 物流の適正化のための情報収集等の調査

適正化事業調査員（G メン調査員）は、貨物自動車の物流の適正化に向けて、貨物自動車運送事業者からの情報収集及び国土交通省による荷主・元請事業者等への調査等を補完した。

- ・事業者からの情報収集（巡回・電話等）1,120 件

- ・荷主・元請事業者等への調査等（調査・周知・協力要請）133 件

（2）東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会等の運営

適正化事業実施機関の中立性・透明性を確保し、貨物自動車運送事業の適正化を図るため、貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会及び適正化事業指導委員会を開催し、その提言・指導により、公正・着実な業務推進を図った。

（3）関係行政機関との連携

関係行政機関の調査・街頭活動に協力するとともに、連絡会議を開催して連携強化を図り、また、東京運輸支局が主催する新規許可事業者に対する指導講習会に参画した。

- ・東京運輸支局との情報交換のための連絡会議 1 回、担当者定例会議 12 回

- ・新規許可事業者に対する指導講習会への参画 6 回・42 事業者

16 緊急物資輸送体制整備等（緊急輸送システム検討委員会）

（1）緊急物資輸送体制の検討

ア 防災施設に係る調査・検討

災害時に支援物資を迅速かつ確実に被災者に届ける体制の確保等に関する物流政策の調査・検討を行った。

イ 本部・支部の緊急輸送体制の整備及び葛西緊急輸送センターの運用体制の検討

（ア）東ト協緊急輸送指令室及び災害救助物資備蓄倉庫の管理・運営

緊急輸送基地としての体制を維持するため、非常用食料・備品類等の購入・配備を行った。

また、東京都災害救助物資のほぼ全量をパレット保管とし、ハンドリフトの配備等、災害時の備蓄倉庫運用の効率化を図っている。

＜東京都災害救助物資の備蓄数量＞（ほぼ全量がパレット積み）

- ・毛布 14,640 枚 ・カーペット 38,995 枚

＜東ト協葛西緊急輸送センターにおける備蓄整備状況＞（令和 7 年 3 月 31 日現在）

- ・ハンドリフト 3 台 ・LED カンテラ 10 台 ・投光器 6 台 ・可搬型発電機 1 台
- ・備品収納用什器（固定棚 3 台／可動棚 5 台セット／制服・事務用ロッカー 5 台）
- ・簡易宿泊機材 20 名分 ・災害等緊急時及び防災訓練時着用制服類 50 名分
- ・災害等緊急時用携帯品 300 回出動分 ・非常用食料、飲料水 600 食分
- ・アルミローラー ・脚立 ・懐中電灯 ・テント等緊急輸送業務用品

（イ）東ト協カードロッカー及び駐車場施設の管理・運営並びに有効活用の検討

東ト協カードロッカー及び駐車場施設の適切な管理・運営を行った。なお、駐車場施設の利用率は 95.74%である（38 社 135 台（4 トン 99 台・2 トン 36 台）が利用中・7 社 14 台が空き待ち中）。

ウ 「災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定」の締結に伴う運用体制の検討

東京都福祉局から総務局総合防災部に災害備蓄倉庫の管理が移管されたことを受け、同部と連携を取り、運用体制の検討を行った。

エ 「緊急輸送連絡メモ」の作成

夜間災害等緊急時の連絡用として「緊急輸送連絡メモ」（令和 8 年 10 月版）を作成した。

オ 支部と区市町村との防災協定の見直し等に対する積極的な支援

支部と区市町村との防災協定の見直しに係る相談に応じて、内容の確認や改定案を提示し、再締結に向けた支援を行った。

カ 災害応急対策用貨物自動車供給契約の継続

東京都及び東京消防庁との間で締結している「災害応急対策用貨物自動車供給契約」について継続し、協力関係の推進に努めた。

キ 災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定書の継続

東京都との間で、災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に係る「災害時における広域輸送基地からの物資輸送等に関する協定書」を継続し、協力関係の推進に努めた。

（２）情報伝達機器の維持・整備

平時の業務円滑化と災害時の情報連絡のため、本部等に配置しているファクシミリ（本部 2 機・葛西緊急輸送司令室 1 機）、携帯電話（7 機）、携帯ルーター（1 機）、衛星携帯電話（3 機）、携帯無線（10 機）及び葛西防災基地のインターネットの接続環境を整備した。また、本部及び全支部に配備している IP 無線機の維持整備を行った。

（３）必要物品の維持・整備

ア 制服類の維持・整備

緊急輸送連絡メモの新規記載者を中心に、本部・支部役員配備用制服類を購入・配備した。

イ 緊急輸送業務用品の維持・整備

緊急輸送体制整備の一環として、緊急輸送要員用非常食の備蓄を 600 食体制で維持・整備するとともに、帰宅困難者対策として 630 食体制の整備を行った。

（４）倉庫用地の駐車場利用による東京都との連携

東京都船橋備蓄倉庫用地及び東京都城南大橋第二備蓄倉庫用地において、緊急輸送への優先的協力を条件に、会員の貨物自動車の駐車場用地としての利用を行った。

このうち、城南大橋第二備蓄倉庫用地については、令和6年度から駐車枠が拡大された。

(5) 災害への対応

ア 「令和7年台風22号」被害への対応

令和7年10月に発生した台風22号及び23号による被害に対し、被災地への救援物資輸送を行った。

17 防災訓練への参加等（緊急輸送システム検討委員会）

(1) 防災訓練への参加事業の実施

ア 防災訓練への参加

緊急物資輸送を実施し、災害時の救援活動意識の向上、業務の習熟及び関係機関との協力体制の確立を図るため、東京都・羽村市・日の出町合同総合防災訓練、九都県市合同防災訓練、多摩広域防災倉庫等における実働訓練に参加した。

イ 定期無線通信訓練への参加

防災行政無線設置機関として、東京都災害通信訓練（無線定期通信訓練）に参加した。

ウ IP 無線定期通信訓練等の実施

東ト協 IP 無線定期通信訓練を実施した。

(2) 支部緊急輸送対策事業の実施

都内における地域防災体制の確立・推進のため、支部独自及び関係機関（区及び市等）との間で実施された緊急輸送訓練並びに体制整備に係る諸会議に関する費用の補助を実施した。

18 税制対策推進（税制金融委員会）

(1) 税制改正・予算に関する要望活動の実施

政府等に対して、軽油引取税の暫定税率廃止、高速道路料金等の引き下げ及び燃料価格高騰への支援等に関して要望を行った。

(2) 東京都予算に対する要望活動の実施

都知事及び都議会の各政党に対して、東京都運輸事業振興助成交付金の確保、ゼロエミッション・ビークル（ZEV）トラックの普及促進等環境対策に関する取組み支援、車庫の確保・維持への支援など、東京都予算に関する要望を行った。

19 運輸事業振興助成交付金の効果的な運用及び厳格な管理（東京都交付金事業審議委員会・東京都交付金事業実施計画案検討委員会）

トラック運送事業の輸送の安全確保、サービスの充実強化、環境対策や災害時の物資運送体制確保等に大きく寄与している東京都運輸事業振興助成交付金について、運輸事業の振興の助成に関する法律を踏まえ、東京都交付金事業実施計画案検討委員会において事業計画案を検討するとともに、関係行政機関及び東京都交付金事業審議委員会と密接に連携しながら、交付金の効果的な運用と厳格な管理を行った。

20 東京都トラック総合会館・葛西物流拠点の管理・運営（カードロッカー・駐車場委員会）

東京都トラック総合会館の施設及び会議室の改修（音響機器の交換、スロープのタイル張替、洗面台の自動水栓と温水器設置等）と葛西物流拠点の緑地整備（外周剪定、伐採・雨水抑制溝清

掃等）を実施した。

21 協会運営の円滑化及び本部・支部との連携強化（総務委員会）

（１）DXの活用による事務効率化・省力化の推進

Web 会議サービスである Zoom による会議・研修会等の開催や、Web データベース型の業務アプリ構築クラウドサービスである kintone の活用等を通じ、事務の効率化と省力化を推進した。

（２）支部ブロック制の段階的導入

ア ブロックの活動報告

ブロックとして、以下の５つのブロックが活動を実施した。

- （ア）千代田・中央・港ブロック
- （イ）渋谷・世田谷・目黒ブロック
- （ウ）台東・墨田・荒川ブロック
- （エ）深川・城東ブロック
- （オ）多摩ブロック

イ パイロットブロックの効果検証の実施

パイロットブロックとして、以下の２つのパイロットブロックを設定し、支部間の格差是正と会員サービスの向上に関する効果検証を実施した。

- （ア）品川・大田パイロットブロック
- （イ）文京・豊島・板橋・練馬・北パイロットブロック

ウ ブロックへの移行決定

効果検証の結果、以下の２つのパイロットブロックについて、ブロックへの移行を決定した。

- （ア）品川・大田パイロットブロック
- （イ）文京・豊島・板橋・練馬・北パイロットブロック

22 専門部会活動推進（各専門部会）

（１）輸送品目に応じた専門的な課題の検討

各専門部会において、輸送品目に応じた専門的な課題の検討を行い、輸送の円滑化や事故防止対策の推進等に取り組んだ。

（２）行政や全ト協各部会、荷主業界等の関係団体との連携

専門的な課題の検討を進めていくうえで、関係団体から発信された情報を部会内に周知することや、関係団体と意見交換・情報交換を行う等、連携を図った。

23 国際交流事業の推進

諸外国の物流事業者等との国際交流を推進した。

24 関係団体への協力

（１）公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団への協力

公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団が行う社会福祉活動に協力した。

（２）東京都トラック運送事業協同組合連合会への協力

東京都トラック運送事業協同組合連合会が行う事業に協力した。

（３）東ト協政策研究会への協力

都内におけるトラック運送事業の経済的・社会的地位の向上と発展を図るため、東京都トラック輸送議員懇話会（国会議員・都議会議員）と協力し、法制・税制・金融・物流・高速道路利用問題等の調査研究等を積極的に推進した。